

○名護市スポーツ合宿等支援助成金交付要綱

平成25年3月27日

告示第50号

改正 平成26年8月29日告示第133号

平成28年3月25日告示第38号

令和2年4月1日告示第94号

(目的)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ合宿等（スポーツ競技又は文化活動を行う団体が技術向上のために行う合宿をいう。以下同じ。）の推進を図り、もって本市の経済振興に資することを目的とし、本市でスポーツ合宿等を実施する県外の団体、企業等（プロスポーツ団体を除く。以下「県外団体等」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金は、市内において次条に掲げる要件を全て満たすスポーツ合宿等を行う県外団体等に交付するものとする。

(助成金の交付)

第3条 前条に規定するスポーツ合宿等の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在するホテル、旅館、民宿等で宿泊料金の支払いを要する施設に宿泊すること。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - ア 公共施設に付随する宿所
 - イ キャンプ場
 - ウ その他助成金の趣旨に合致しないと認められる施設
- (2) 宿泊日数が連続して3日間（翌年度にまたがる宿泊を含む。）以上で、かつ、宿泊施設に宿泊した人数（監督、コーチ等を含む。）に当該宿泊数を乗じて得られる延べ宿泊数が15泊以上のものであること。ただし、大会やイベント等に参加するための宿泊は対象としない。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。
- (6) その他不適切と判断されるものでないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。この場合における延べ宿泊者数とは、前条第2号の規定による翌年度にまたがって宿泊する者を含む。

2 前条第2号の規定により翌年度にまたがって宿泊した団体等に係る助成金の額は、それぞれの年度で助成金を交付するものとし、当該それぞれの年度の助成金の額は、前項の規定により得られた額から当該年度ごとの宿泊日数に応じた額とする。

3 一つの団体等で助成金を受けることができる回数は、同一年度内につき、1回とする。この場合において、当該1回には、翌年度にまたがって宿泊した団体等の当該翌年度分の宿泊分は、算入しない。

(助成金申請)

第5条 助成金の申請をしようとする県外団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、名護市スポーツ合宿等支援助成金申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添付して、スポーツ合宿等を開始する日の14日前までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、名護市スポーツ合宿等支援助成金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体等（以下「助成団体等」という。）がスポーツ合宿等を中止するとき又は第5条の申請の内容から助成対象となる経費の20パーセントを超える変更をしようとするときは、当該助成団体等の代表者は、名護市スポーツ合宿等支援助成金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、中止又は変更を承認するときは、名護市スポーツ合宿等支援助成金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により助成団体等の代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成団体等の代表者は、スポーツ合宿等の終了後7日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、名護市スポーツ合宿等支援助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 合宿等実績書（様式第7号）

(2) 宿泊証明書（様式第8号）

(3) アンケート

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、第8条により実績報告の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、名護市スポーツ合宿等支援助成金確定通知書（様式第9号）により助成団体等の代表者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 助成団体等の代表者は、助成金額の確定通知を受けたときは、助成金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、助成金請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成団体等がその目的以外の用途に使用し又は不正な行為があったと確認される場合は、交付決定を取り消すとともに既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月29日告示第133号）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第38号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第94号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。